

守谷市教育委員会定例会 令和6年7月

1 日 時 令和6年7月25日(木) 午後1時30分～

2 場 所 守谷市役所 全員協議会室

3 出席者 教育長職務代理者 河原 健
教育委員 萩谷 直美
教育委員 椎名 和良
教育委員 寺田 弘

4 欠席者 教 育 長 町田 香

5 説明のための出席者
教育部長 小林 伸稔
教育部参事 古橋 雅文
教育部次長兼生涯学習課長 福島 晶子
学校教育課長 前川 優子
教育指導課長 村松 静
給食センター長 鈴木 林
中央図書館長 平塚 恭子
事務局員(学校教育課課長補佐) 坂本 朋夫

6 傍 聴 人 なし

1 開会宣言	教育長職務代理者	午後1時30分 開会を宣言
2 会議録署名委員の指名	教育長職務代理者	議事録署名人に寺田委員を指名する。
3 議決事項	教育長職務代理者	議案第28号から議案第31号は、令和7年度に使用する小中学校の教科用図書及び小中学校の特別支援学級教科用図書の採択についての審議となり、公開前の情報に関する案件であるため、非公開としたい。

	全員異議なし（非公開とした）
教育長職務代理者	議案第 28 号「令和 7 年度使用中学校教科用図書の採択について」説明を求める。
教育指導課長	（内容説明）
教育長職務代理者	議案 28 号「令和 7 年度使用中学校教科用図書の採択について」採決する。
	全員賛成（原案のとおり可決した）
教育長職務代理者	議案第 29 号「令和 7 年度使用小学校特別支援学級（知的障がい）教科用図書の採択について」説明を求める。
教育指導課長	（内容説明）。
	議案第 29 号「令和 7 年度使用小学校特別支援学級（知的障がい）教科用図書の採択について」採決する。
	全員賛成（原案のとおり可決した）
教育長職務代理者	議案第 30 号「令和 7 年度使用中学校特別支援学級（知的障がい）教科用図書の採択について」説明を求める。
教育指導課長	（内容説明）
教育長職務代理者	議案第 30 号「令和 7 年度使用中学校特別支援学級（知的障がい）教科用図書の採択について」採決する。
	全員賛成（原案のとおり可決した）

4 報告事項	教育長職務代理者	議案第31号「令和7年度使用小学校教科用図書の採択について」説明を求める。
	教育指導課長	(内容説明)
	教育長職務代理者	議案第31号「令和7年度使用小学校教科用図書の採択について」採決する。
		全員賛成（原案のとおり可決した）
	教育長職務代理者	報告第7号「損害賠償額の決定及び和解について」説明を求める。
	学校教育課長	こちらは、本年4月に郷州小学校において、草刈り時に飛び石事故が発生いたしまして、このことについて損害賠償額が決定したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、相手方と和解したことについて報告いたします。 詳細は2ページ目となります。 事故概要ですが、発生日時は、本年4月26日午前10時40分頃。事故発生場所は、守谷市みずき野5丁目4番地1付近の道路となります。相手方は、〇〇で状況といたしましては、郷州小学校敷地内の南側道路に面した付近で、同小学校用務員が刈払機による除草作業を行っていた際、地面の小石を飛ばし、道路を走行していた相手方車両の助手席側ドア部分を損傷したというものです。 賠償の手続ですが、学校で起こり市側に責任がある事故であるということから、全国市長会学校災害賠償補償保険対象事故として申請し、車両修理費が6万円台ということから、市長の専決処分により損害賠償額を決定し、6万6、319円を相手方の指定口座に支払うということで和解いたしました。

	また、このことについて、市議会に対しては、7月臨時議会において報告させていただきました。 今回、事故現場では、車の往来がある際には一時作業を中断するなど、一定の注意を払って作業を行っていましたが、事故当時、東側を向く形で作業を行っていたため、後方から車両が事故現場近くに進入してきたことに気づけなかったということが分かりました。 教育委員会といたしましては、事故発生後すぐに、敷地内であっても、外周部分に面した部分は草刈り機を使用した草刈りは行わないことをメールにより周知いたしました。 また、今後の対応策といたしましては、学校敷地内の草刈りについて、周辺道路に面した箇所は、原則専門業者に委託するというとし、委託期間外で草刈りが必要な際は、飛び石防止ネットを立てて、複数人員により作業を行うということを周知徹底いたしました。
寺田委員	和解年月日というのは何月何日でしょうか。
学校教育課長	7月1日になります。
教育長職務代理者	報告第8号「守谷市放課後子ども総合プラン運営業務プロポーザル審査委員について」説明を求める。
生涯学習課長	当該委員については、守谷市放課後子ども総合プラン運営業務プロポーザル審査委員会設置要綱第3条に基づきまして、6名が専任されたので報告するものです。 任期は、7月1日から業務委託契約締結日までになります。 委員については、今年度4月に、庁内で守谷市公募型プロポーザル手続の留意事項が周知され、

	委員構成、手続の流れ等が統一されたことに伴い、教育部長を委員長としたもので、職員のほかに、特に事業者の財務や経営状況の分析、また、子供たちに寄り添った居場所の提供につながっているかをよく見ていただく必要があるため、中小企業診断士の鳩貝さんと、保護者により近い視点を持っておられる萩谷委員を含めた構成となりました。 なお、審査は2段階となりまして、業務実績や事業者の経営状況を確認する書類審査が8月20日、それと書類審査を通過した事業者が参加し、具体的な企画提案を行うプレゼンテーション審査が10月上旬となります。
寺田委員	審査委員の5番目、中小企業診断士については、守谷に数名いると思うが、選んだ根拠を教えてください。
生涯学習課長	中小企業診断士の協会があり、そちらに推薦を依頼して選んでいた経緯がございまして、この方には、前回の民設民営児童クラブのときにも審査員をお願いしております。 それと、この方は、守谷市内に在住されておられて、かつては、お子さんが小さい頃に、この子どもプランを利用していたということもございました。
寺田委員	謝礼については、1、2、3、4番の委員については出なくて、5、6番の委員は出るということよろしいか。
生涯学習課長	はい。
寺田委員	交通費は出るのか。
生涯学習課長	そちらは、御自宅から役所までの距離に応じて

教育長職務代理者	ということになりますので、そうすると、距離が近い方は支給がないです。欠席だったら出ません。 以上で議案及び報告事項が終わりました。 次回定例会議の日程 日時 8 月 2 6 日（月曜日） 午後 1 時 3 0 分 場所 市役所全員協議会室 午後 2 時 1 5 分閉会を宣言
-----------------	--

会議録署名人	青 田 弘
---------------	--------------